

境界標が守るあなたの財産

トラブルが起きてからでは遅い

隣家との境界線をめぐるトラブルは、その殆どが境界標の不整備に原因があります。それはいったん起きると感情的な対立まで発展し、解決が長引くにつれ深刻化する傾向にあるようです。せっかく縁あって隣同士で住んでいるのですから、お隣さんとはいつまでも仲良くしたいですね。そのためにも境界標をしっかりと整備することをおすすめします。

トラブルが発生したら…




遠慮なく「境界センター」にご相談ください。

わが国で唯一の土地の境界に関する専門家集団「土地家屋調査士会」が、法律の専門家集団である「弁護士会」との協働で運営している「境界紛争解決センター」が、皆様のご相談に応じて最適な方法でトラブルが解決できるようお手伝いいたします。




土地家屋調査士の主な仕事

私たちは土地や家屋に関する仕事を通じて、皆さまの財産を守るお手伝いをしています。こんな時、土地家屋調査士をご活用ください。

土地に関して

-  境界や面積を知りたいとき (調査・測量)
境界を調査・確認し、現地を測量して面積を調べます。
-  分筆したいとき (分筆登記)
相続・贈与、または売買などのために、1筆の土地を2筆以上に分けます。
-  宅地に変更したとき (地目変更登記)
登記簿の地目を宅地に変更します。

建物に関して

-  新築したとき (建物表題登記)
建物を新築したときや、建売住宅を購入したとき。
-  増築したとき (建物表題部変更登記)
建物を増築したときや、車庫などの附属建物を新築したとき。
-  建て替えをしたとき (建物滅失登記→建物表題登記)
古い建物を取り壊して、新しく建物を建築したとき。

97mm

境界紛争でお困りの方、まずはお電話ください。

☎03-3295-0022

受付 / 月~金10:00~17:00 (土・日・祝は除く)

※要予約
ご注意ください: 当日ご予約なくお越しになられても、ご相談を受けられません。ご了承ください。



境界センター

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号
(土地家屋調査士会館)

TEL.03-3295-0022 FAX.03-3295-4770



土地家屋調査士会館

※駐車場はございません。

100mm

土地境界が原因でトラブルになってしまったら

境界センター

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター

お隣さんとは仲良くしたいけれど
話し合いが進まない…

境界の専門家 土地家屋調査士と
法律の専門家 弁護士とが協働して
紛争解決のお手伝いをします!

東京土地家屋調査士会

[協力]

東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会



エコゾウ&トッチ ©東京土地家屋調査士会

100mm

「フ
□
—
チャート」

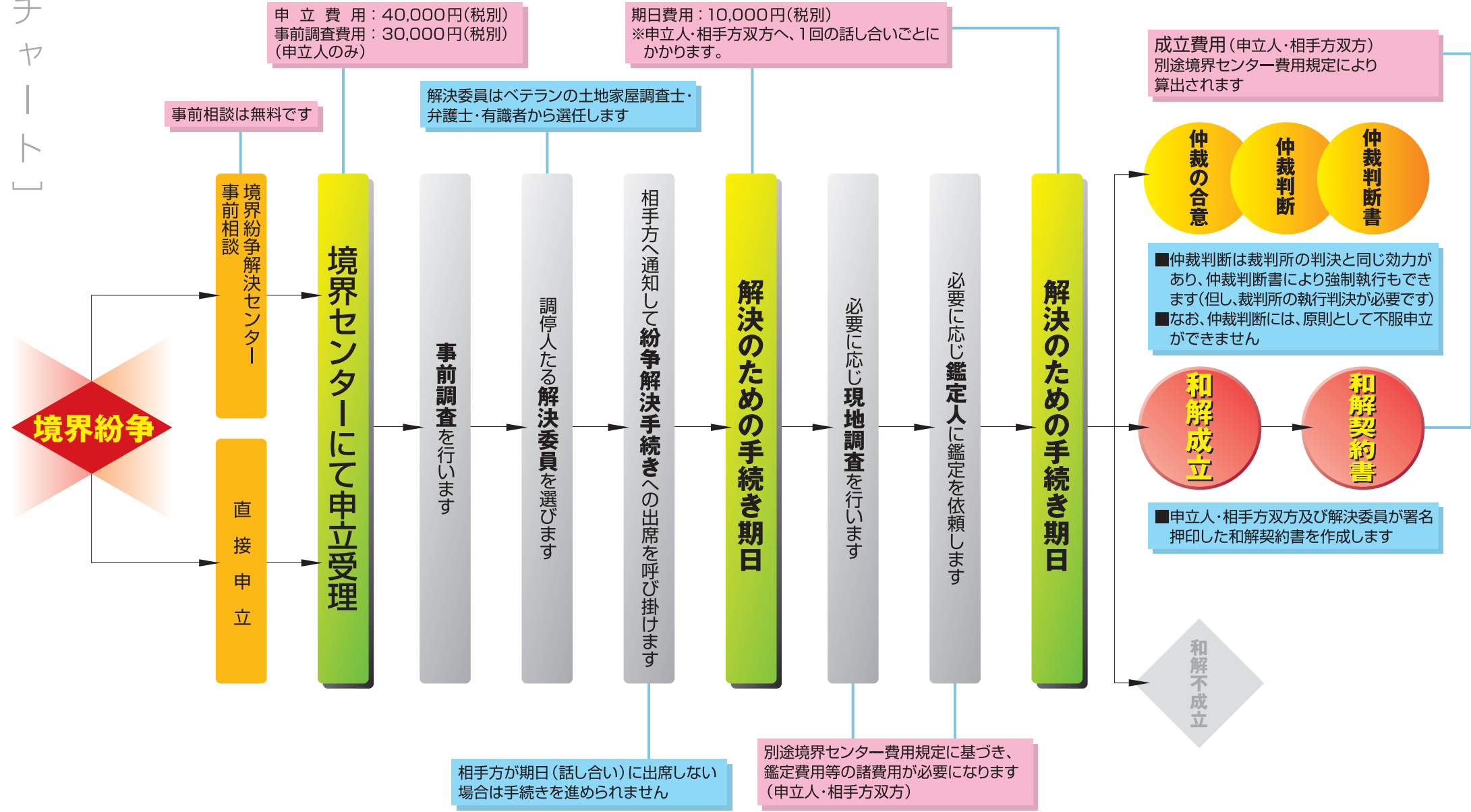
土地の境界を巡るトラブルが発生したとき

専門家の知識と経験をご活用ください

財産に関わる問題だけに、土地の境界を巡るトラブルには慎重な対応が欠かせません。土地家屋調査士はそのことを常に意識して、迅速・公正そして最良な方法で問題が解決できるよう日々研鑽をつんでいます。隣家同士で感情的対立が根深くなる前に、問題を早く解決したい。それが私たちの目標です。土地家屋調査士と弁護士が、長年の経験で培ったノウハウと知識を活用して「相談」に応じ、「調停」をすすめて円満解決を図ります。安心してご相談ください。



エコゾウ&トッチ ©東京土地家屋調査士会



※費用は消費税別の金額です

100mm

谷折り位置

100mm

谷折り位置

97mm